

国立市
子ども・子育て支援事業計画
概要版

国立市子ども総合計画審議会
平成27年3月

第 1 章 計画策定にあたって

< 計画策定の背景及び趣旨 >

我が国は、急速な少子化の進行や保護者の就労環境の変化に伴い、子どもとその家族を取り巻く環境は著しく変化しています。

特に首都圏や大都市圏では、多くの待機児童が生じていることや、子育てと仕事を両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっています。幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じ、総合的に提供することが重要とされています。

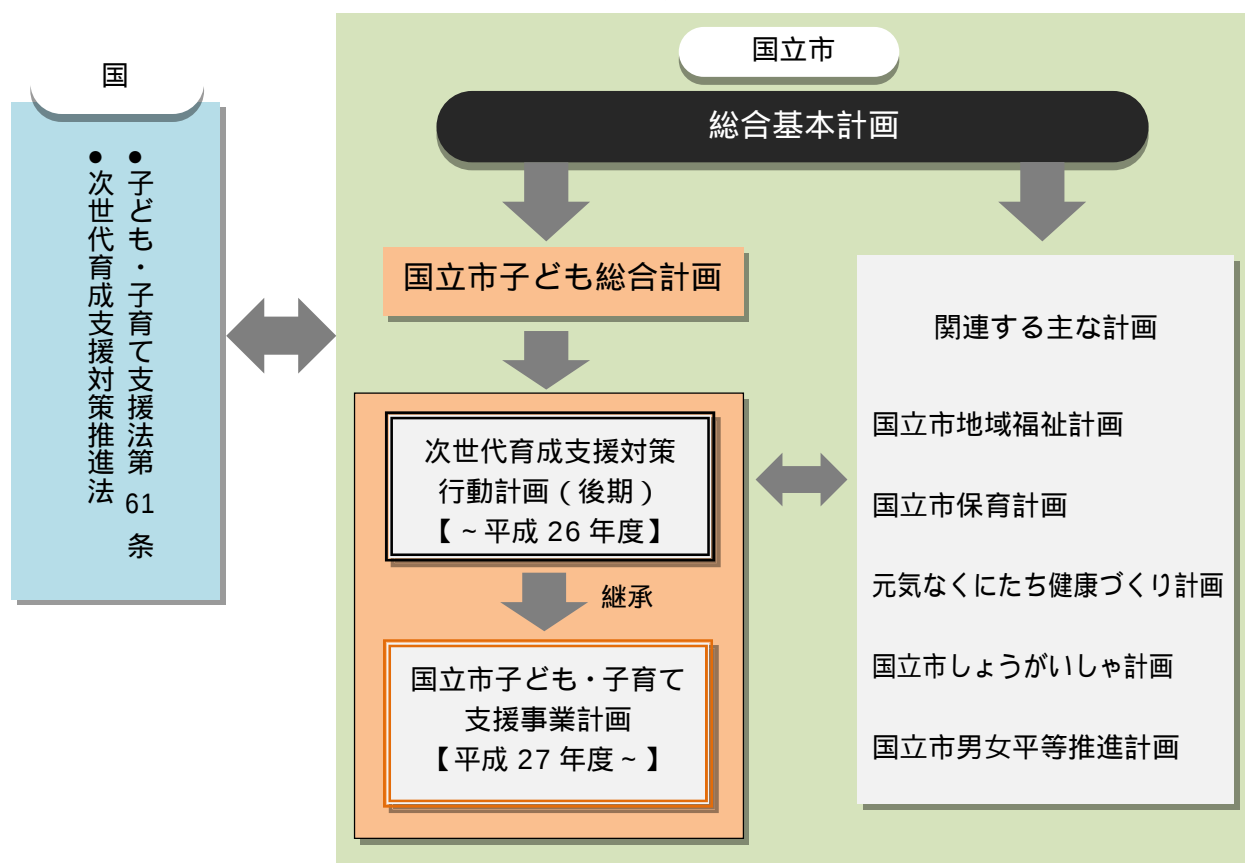
そのため国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる「子ども・子育て関連3法」が成立しました。また、「次世代育成支援対策推進法」は、雇用環境の整備・強化のため、平成37年3月31日まで10年間の延長となりました。

本市においては、「子ども・子育て関連3法」に基づく計画であると同時に、「次世代育成支援対策行動計画（後期）」に従って、本市がこれまで取り組んできた次世代育成のための施策を継承する計画として、また、「第二次国立市子ども総合計画」の下位計画（アクションプラン）として、平成27年度から5年を1期とする「国立市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

< 位置づけと計画期間 >

本計画の期間は、法律に基づき、平成27年度から平成31年度までの5年間と定められています。

図表1 上位計画、関連法等との関係

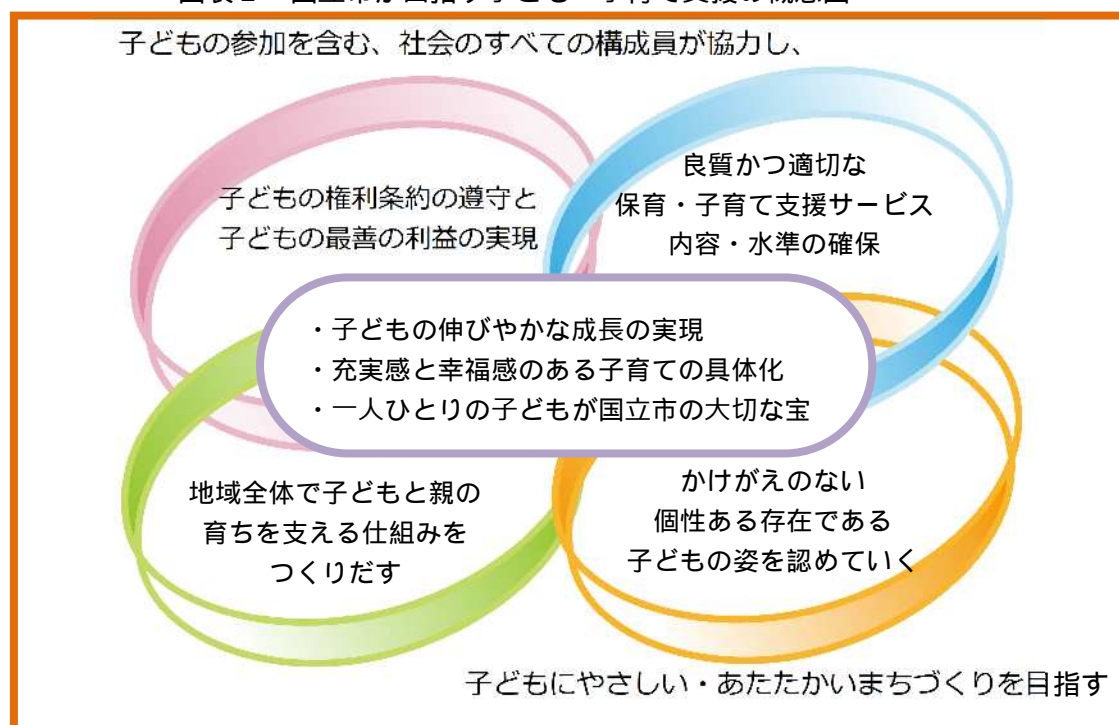


第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

人口動態と子ども世帯、少子化の動向、保育環境・教育環境の状況、子育て支援事業の提供体制、ニーズ調査からの課題 これら資料を掲載

第3章 計画の基本的な考え方

図表2 国立市が目指す子ども・子育て支援の概念図



質の高い教育・保育の提供

- 教育・保育に携わる職員の資質向上
- 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実
- 幼稚園や保育所から小学校への円滑な接続

保育の量的拡大・確保

- 認定こども園の普及促進
- 保育所整備による保育の量的拡大
- 保育士の確保
- 認可外保育施設の認可化に対する支援
- 小規模保育事業者による保育提供体制の整備

地域の子ども・子育て支援の充実

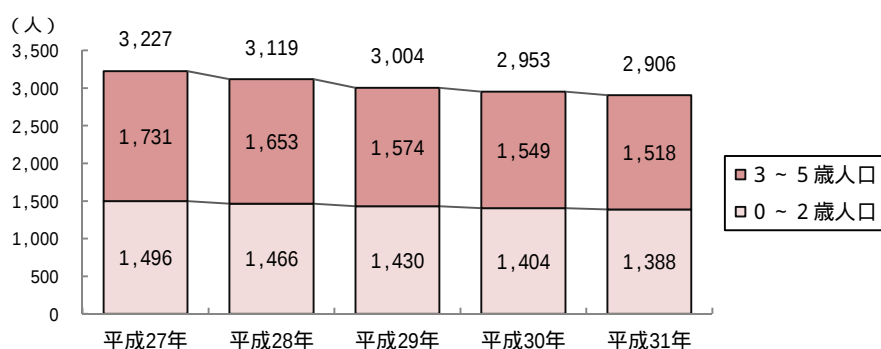
- 子育てと仕事や社会活動の両立支援
- 子育てに関する相談・支援体制の充実
- 不定期な預かり事業の拡大
- 社会的養護が必要な子どもや家庭の早期発見・支援
- 子どもの心と体の健全な発達に必要な事業の推進
- 子育てに伴う経済的負担の軽減
- 子どもを地域全体で支えていくネットワークの創出

第4章 乳幼児期の教育・保育の整備

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

認定区分	対象者
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども（保育の必要性なし）
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）

図表3 就学前人口の将来推計



乳幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

幼児期の学校教育・保育事業について、計画年度の施設利用量の見込と確保の内容は以下のとおりです。

単位：人

計画年度	利用者区分		量の 見込み	確保提供量				計	-
				特定教育・ 保育施設	確認を 受けない 幼稚園	地域型 保育事業	認可外 保育施設		
平成27年度	1号認定		806	410	1,437			1,847	1,041
	2号認定	学校教育を希望	210	700			0	700	-151
		上記以外	641						
	3号認定	0歳児	214	97		9	12	118	-96
		1・2歳児	564	413		0	42	455	-109
	計		2,435	1,620	1,437	9	54	3,120	685



平成31年度	1号認定		707	410	1,317			1,727	1,020
	2号認定	学校教育を希望	185	760			0	760	13
		上記以外	562						
	3号認定	0歳児	201	192		9	0	201	0
		1・2歳児	520	621		0	0	621	101
	計		2,175	1,983	1,317	9	0	3,309	1,134

特定教育・保育施設とは、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。

1 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設であり、保護者の就労状況等に関わらず利用できることから、今後ニーズが高まることが考えられます。

新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をやすくするなど、普及が図られています。

本市においても、幼稚園・保育所からの認定こども園への移行や、新設の認定こども園の整備など普及を推進していきます。

2 幼稚園教諭と保育士の資質の向上

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するには、幼稚園教諭、保育士等の専門性や経験が重要になります。

教育・保育の一体的提供に関する意義や課題を共有できるよう、幼稚園教諭と保育士の合同研修の開催等の支援・実施をしていきます。

3 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

すべての子どもが健やかに育つためには、特に乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育、地域子育て支援事業が適切に提供されることが重要です。

子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会全体ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

そのためには、乳幼児期の教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることをふまえ、特に下記の点に留意しながら一体的な教育・保育を提供する必要があると考えます。

4 教育・保育施設と地域型保育事業者の役割と連携

幼稚園、保育所、認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、一方小規模保育施設等の地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳児未満の保育を、地域に根差した身近な場で提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の充実が図られるものと考えます。

さらに、地域型保育事業を利用した満3歳未満の子どもが、満3歳以降も幼稚園、保育所、認定こども園で、切れ目なく適切に教育・保育が受けられるための配慮も必要となります。

こうしたことから、教育・保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携支援の充実を図ります。

5 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校教諭と幼稚園・保育所・認定こども園の職員が、共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

幼稚園や保育所、認定こども園での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが必要であると考えられます。

こうしたことから、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の児童との交流や、職員との意見交換や合同研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

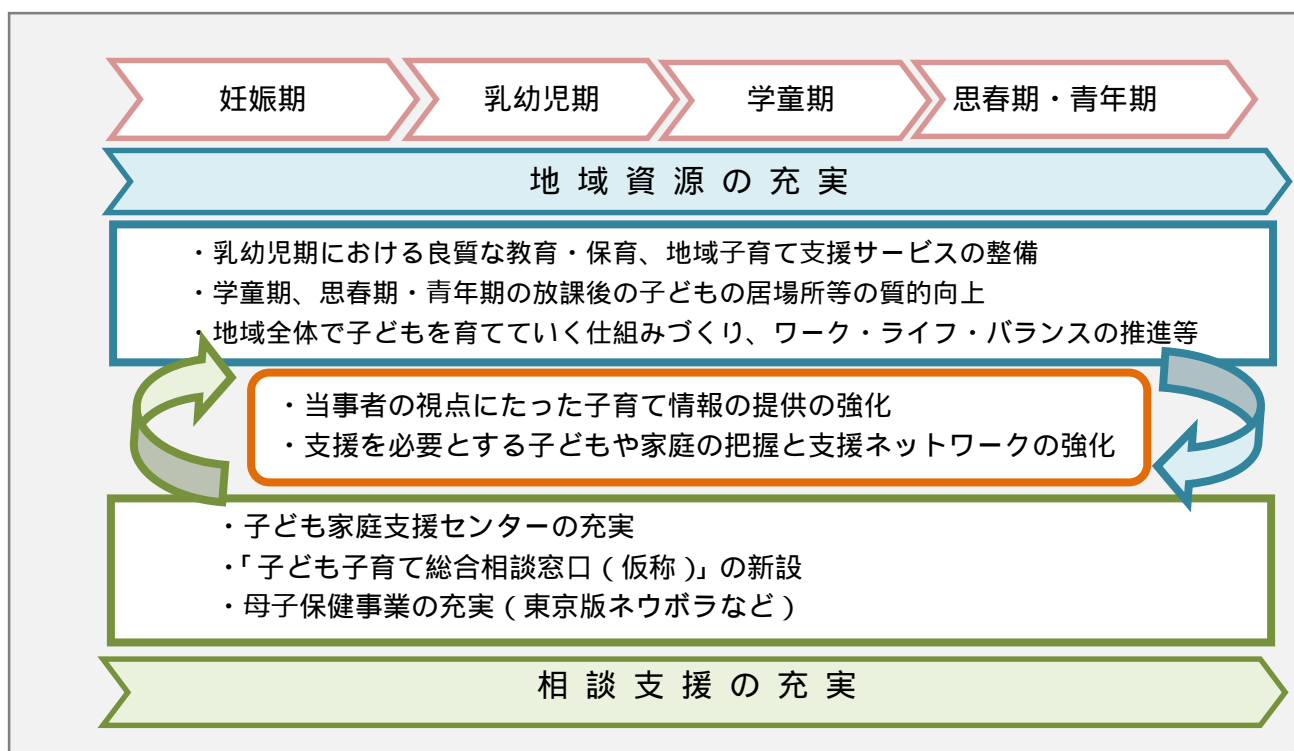
第5章 地域子ども・子育て支援事業の整備

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

		項 目	平成27年度		平成31年度	単位
利用者支援事業		確保提供量	検討		検討	か所
地域子育て支援拠点事業		量の見込み	3,565		3,309	延べ利用人数 / 年
		確保提供量	17,482		17,482	
妊婦健康診査事業		量の見込み	589		589	延べ利用回数 / 年
		確保提供量	589		589	
ショートステイ事業		量の見込み	61		55	延べ利用人数 / 年
		確保提供量	100		100	
ファミリー・サポート・センター事業		量の見込み	87		81	延べ利用人数 / 年
		確保提供量	2,114		2,114	
一時預かり事業 (預かり保育以外)	一時保育事業		量の見込み	8,579	7,525	延べ利用人数 / 年
			確保提供量	6,194	6,194	
	ファミリー・サポート・センター事業		確保提供量	4,080	4,080	延べ利用人数 / 年
	トワイライトステイ		確保提供量	2,114	2,114	延べ利用人数 / 年
延長保育事業		量の見込み	1,014		913	延べ利用人数 / 年
		確保提供量	1,210		1,260	
病児・病後児保育事業		量の見込み	960		960	延べ利用人数 / 年
		確保提供量	1,464		1,464	
放課後児童クラブ		量の見込み	786		771	人
		確保提供量	485		485	

第6章 子ども・子育て支援事業の充実に向けた方策

切れ目のない地域子ども・子育て支援のイメージ



1 産休・育休後における教育・保育の円滑な利用に向けた方策

本計画では就学前の子どもへの保護者に対するニーズ調査の結果を踏まえて、教育・保育の量の見込み及び確保方策を第4章に記載しています。この量の見込み及び確保方策を基に特定教育・保育施設等を計画的に整備することで、産前・産後休業、育児休業明けに特定教育・保育施設等が利用できるような環境を整えていきます。

2 子ども・子育て情報の発信と子育て支援施策の拡充

子ども子育て総合相談窓口(利用者支援事業)の設置などによる子育て相談体制の充実や、各種子育て情報を総合的に発信していくことにより、利用者のニーズに応じた子育て支援に結び付けられるよう努めます。

3 児童虐待防止の充実

- (1) 子ども家庭支援センター相談体制の充実
子ども家庭支援センター相談体制の充実
訪問事業によるきめ細かな相談支援の充実
- (2) 関係機関との連携強化
虐待の早期発見に向けた庁内及び関係機関との連携強化
児童相談所など専門性を有する関係機関への支援要請

4 ひとり親家庭の自立支援の推進

- (1) 健やかな生活への支援
ひとり親家庭に対する相談体制の充実
健全な家庭生活への支援
- (2) 自立に向けた就業支援の推進
ハローワークと連携した就職支援
ひとり親家庭の子どもが保育を利用しやすい環境づくり
生活の安定・向上に向けた給付の実施

5 特別な支援が必要な子どもの施策の充実

- (1) しょうがいの原因となる疾病の予防と早期発見
妊娠出産期における母子保健事業の推進
各種健診事業を通じた疾病の早期発見
- (2) 年齢や発達段階に応じた専門的なサービスの提供
ライフステージに応じた総合的・継続的支援の体制づくり
しょうがい児や未熟児に対する医療費の給付
しょうがい福祉サービス等の利用の推進
子どもの発達支援

- (3) しょうがいの有無にかかわらず教育・保育を受けられる環境づくり
 教育・保育施設における受け入れ体制の充実
 しょうがい児通所支援事業所等との連携強化
 発達しょうがい児支援に向けたスタッフの資質の向上

6 仕事と子育ての両立に向けた雇用環境の整備

- (1) 保護者に対する両立支援制度の適切な周知
 両立支援制度に関する情報提供
 両立支援制度の適切な利用に向けた支援
 父親の育児参加の促進
- (2) 両立支援制度の適切な運用に向けた企業・事業所への働きかけ
 両立支援制度の適切な運用に向けた啓発

第 7 章 計画の推進体制

計画の進行管理にあたっては、毎年度、計画の実施状況をPDCAサイクルのプロセスに基づき評価・検証し、庁内推進体制の整備や既存事業についても検討、新規事業の研究や立ち上げなども行います。

また、計画の進行状況を定期的に「国立市子ども総合計画審議会」に報告し、評価を受けるものとします。

さらに、社会経済情勢の変化に対応して、計画期間中であっても必要な見直しを行うものとします。

